

奈良県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和二年三月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
金山 龍大	あさひ整骨院 橿原市小綱町八一五	令和二年一月三十一日
中上 雅博	明光堂鍼灸整骨院 香芝市上中一九六一一	令和二年一月三十一日